

令和6年分
(鹿児島県)

農業投資価格の金額表

租税特別措置法第70条の6第2項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10アール当たり)

地目 都道府県	田	畑
鹿児島県	450 千円	360 千円